

暮らしの情報

※詳しいことは圓に
お問い合わせください。

健康・医療

「平成26年度天草市健康診査希望調査票」の提出をお願いします

4月上旬に、各世帯に「平成26年度天草市健康診査希望調査票」を配布します。

市の健診を「希望する」「希望しない」にかかわらず、必要事項を記入し同封の返信用封筒で郵送または、各保健福祉センター・最寄りの支所へ提出してください。

この調査票をもとに健診の案内や問診票を送付します。

※健診は調査票が届いていなくても受診できます。希望する人は、各保健福祉センターへ連絡してください。

▼提出期限 4月18日(金)
◎天草中央保健福祉センター ☎0620

行政

国保の加入・脱退には 届け出が必要です

職場の健康保険（社会保険や健康保険組合など）に加入している人や、後期高齢者医療制度の対象となる人、生活保護を受けている人以外は、国民健康保険（国保）に加入することになります。新たに国保に加入する場合や就職などにより脱退するときは、届け出が必要です。

●国保に加入する場合：社会保険の資格喪失日を確認できるもの（資格喪失証明書、離職票など）を持参。

加入の届け出が遅れると、保険証がないため、その間の医療費はいったん全額自己負担することになります。また、国保税は加入の届け出をした月からではなく、資格を取得した月までさかのぼって納める必要があります。

●国保を脱退する場合：国保と職場の健康保険の両方の保険証を持参。

脱退の届け出が遅れると、新しく加入した保険の保険料と国保税を、二重に納めてしまうこととなります。また、職場の健康保険などへ加入した後に国保の保険証を使って受診すると、国保が負担した分の医療費を返納していただく場合があります。

※いずれも子ども医療の対象者がいる人は、子ども医療受給者証もご持参ください。

◎本庁・国保年金課

住宅用太陽光発電システムの 設置に補助金を交付

新エネルギーを積極的に利用した環境にやさしいまちづくりを進めるため、住宅用太陽光発電システムを設置する人に対して補助金を交付します。

▼補助対象 市内にある既存の住宅（店舗などの併用住宅を含む）もしくは新築の住宅に10kW未満の太陽光発電システムを設置する人、または同システムが設置してある建売住宅を購入

する人で、これらの住宅に居住する人。

▼助成額 太陽電池出力1kW当たり5万円（1,000円未満は切り捨て。15万円を限度）。ただし、市内に本店、支店、営業所などを置く事業者が対象システムの施工を行う場合は、20万円を限度とします。

▼申込方法 本庁・市民環境課、各支所担当課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、本庁・市民環境課へ提出してください。なお、申請書は市のホームページからも取得できます。

▼受付期間 4月1日(火)から申請の受け付けを開始し、予算がなくなりしだい終了します。

◎本庁・市民環境課

市民提案を募集します

市では、市政に対するご意見や提案などを「市ホームページのご意見箱」や「市長への便り」などで随時受け付けています。豊かで住みよい天

天草アーカイブズを 休館します

保管文書の整理のため、天草アーカイブズを4月1日(火)から同4日(金)まで休館します。

皆さんのご協力をお願いします。

◎天草アーカイブズ ☎05515

天草産木材を利用した住宅に助成します

市内に住所がある人、または市内に移住する人が、みずから住む住宅に一定量(額)の天草産木材を利用して、新築、増改築、リフォームした場合、最高30万円を助成する制度があります。

◆補助金の内容

種別	天草産木材使用量(額)	補助金の額
新築	10㎡以上使用	天草産木材の使用量×1万5千円(上限20万円)
増改築	2.5㎡以上使用	{ 天草産木材の使用量×2万円 } (上限30万円)
リフォーム	1万円以上使用	工事金額の10/100(上限5万円) [工事金額の13/100(上限7万5千円)]

※〔〕内は、森林認証材を50%以上使用した場合。

◎本庁(別館)・農林整備課

非常勤職員を募集します

【事務補助嘱託員】

■勤務場所・予定人員=本庁(別館)・農林整備課…1人程度。

■業務内容=登記事務や一般事務。

■応募資格=基本的なパソコン操作(文書作成や表計算など)ができる人。

■雇用期間=5月1日(火)から平成27年3月31日(火)まで。

■勤務時間=月～金曜日(祝日を除く)週29

◎本庁(別館)・農林整備課



春の全国交通安全運動

4月6日(日)～同15日(火)

運動の重点

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進(自転車安全利用五則)
 - ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - ②車道は左側を通行
 - ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - ④安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - ⑤子どもはヘルメットを着用
- すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶



交通安全はあなたが主役です。一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践しましょう。また、子どもや高齢者に対して、思いやりのある運転を実践しましょう。

4月10日(木)は

「交通事故死ゼロを目ざす日」です

私たち一人ひとりが、新たな気持ちで日ごろの自分の交通行動を見つめ直し、交通ルールを守り、正しいマナーを実践し、交通事故のない平穏な一日を過ごしましょう。

◎本庁・まちづくり支援課